

2019年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社リミックスポイント
代表者名 代表取締役社長 CEO 小田 玄紀
(コード番号：3825)
問合せ先 取締役 CFO 廣瀬 卓也
(TEL：03-6303-0280)

(開示事項の経過) 当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ビットポイントジャパン（本社：東京都港区、代表取締役 小田玄紀）（以下「BPJ」という。）は、2019年11月12日に、下記のとおり、2019年8月23日付で東京地方裁判所にて訴訟の提起を受けたことに関する訴状の送達を受けましたので、お知らせいたします。なお、本件に関しては、2019年8月22日付開示の「当社子会社に関する一部報道について」も併せてご参照ください。

記

1. 訴訟の提起を受けた子会社の概要

- (1) 名 称 : 株式会社ビットポイントジャパン
- (2) 所 在 地 : 東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー36階
- (3) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役 小田 玄紀
- (4) 事 業 内 容 : 仮想通貨交換業
- (5) 資 本 金 : 3,520百万円

2. 訴訟が提起された年月日

2019年8月23日（訴状送達日：2019年11月12日）

3. 訴訟を提起した者（原告）の概要

- (1) 名 称 : ビットポイントエーベックインベストメント株式会社
所 在 地 : サモア独立国 アピア, ビーチロード, NPF ビルディング 1階
ビストラコーポレートサービスセンター
代 表 者 : 高田 佑亮
- (2) 名 称 : 薩摩亞商幣寶亞太科技有限公司台灣分公司
所 在 地 : 中華民國 台北市大安区市民大道三段 198 号 5 階
代 表 者 : 郭 雅寧

(注) 薩摩亞商幣寶亞太科技有限公司台灣分公司（以下「ビットポイント台湾」という。）は、サモア独立国法人であるビットポイントエーベックインベストメント株式会社の台湾支社であり、台湾の顧客を対象に仮想通貨交換業を行っております。

4. 訴訟内容及び訴訟の目的の価額

- (1) 訴訟の内容 : 不法行為に基づく損害賠償請求
- (2) 訴訟の目的の価額 : 10億2419万8214円

5. 訴訟に至った経緯

2019年7月11日に発生したBPJの運営する仮想通貨交換所における仮想通貨の不正流出（以下「本件不正流出」という。）を契機に、BPJが全サービスを停止したところ、ビットポイント台湾において、同社顧客が行った仮想通貨の売買取引に係るBPJとの間の清算額に誤りがあったこと、また、本件不正流出によりビットポイント台湾の顧客の仮想通貨についても不正流出が生じたこと等を理由に、同社の顧客資産に不足が生じたと主張して、法定通貨と仮想通貨の不足分の支払い等について、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起されたものです。

6. 今後の見通し

当社及びBPJは、原告らの主張には理由がないものと認識しており、今後は、訴訟手続きにおいてBPJの見解の正当性を主張していく方針です。

なお、本件が当期の業績に与える影響は現時点においては不明ですが、本訴訟の進捗等に応じて、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以上